

天理大学と奈良県教育委員会との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 天理大学（以下「甲」という。）と奈良県教育委員会（以下「乙」という。）は、それぞれが有する知識や情報等の資源を活用し、相互に連携協力することにより、学校教育活動の充実及び教員を目指す学生や地域クラブ活動の指導者を含めた人材の育成に資することを目的とする。

(実施機関)

第2条 前条に規定する連携は、甲及び乙の間で実施する。

2 連携する事項が市町村教育委員会の所管に係る場合は、実施細目について甲、乙及び市町村教育委員会で別途協議するものとする。

(内容)

第3条 甲及び乙が連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

- (1) 教職員の資質向上に関すること
- (2) 人材育成に関すること
- (3) 部活動及び地域クラブ活動に関すること
- (4) その他、双方が必要と認める事項

(方法)

第4条 甲及び乙が連携協力するに当たっては、教職員や甲の学生の派遣及び受け入れ、施設設備等の利用について、業務に支障のない限りにおいて、互いに便宜を供するものとする。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく連携・協力事項の実施を通じて、お互いが知り得た公知ではない情報等については、第三者に開示し、又は漏洩しないものとする。

(経費)

第6条 甲及び乙が連携協定するための経費は、原則として各機関が負担する。甲乙いずれが負担すべきか明確でない経費については甲乙双方協議して負担割合を定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、甲及び乙のいずれかからも申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。
2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合、甲及び乙は協議してその解決を図るものとする。

この協定書は2通作成し、甲及び乙が各1通を所持する。

令和6年11月5日

天理大学
学長

永尾 比奈夫



奈良県教育委員会
教育長

戸 石 健

